



21 特許権って有効期間があるの？

特許法は、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること」を目的にしています。

特許権とは、発明を公開することによって技術の進歩を促した代償として、国が一定期間その発明を守ってくれる権利です。

この一定期間は、**特許を出願した日から20年**と定められています。

そのため、どんなに画期的な発明であったとしても、特許権では、20年間しか発明が保護されません。特許権は、他の誰かが特許権にもとづく発明を無断で利用したときに、「その権利は私のものですから勝手に利用しないで下さい」と主張できる権利です。

しかし、権利の主張ができる、つまり特許権にもとづく発明を独占的に利用できるのは出願をした日から20年間に限られますので、20年以内に特許権にもとづく発明を事業化できなければ、特許出願をしても意味がないこととなります。

なお、医薬品や農薬の場合、薬事法という別の法律の規制があり、この承認申請に必要な試験を行うために、特許の実施ができない期間があります。これは他の産業に比べて、不平等であるということで、承認申請に必要な試験のために実施できなかった期間を最大5年まで考慮し、存続期間  を延長することを認めています。

特許権の存続期間の延長を行うためには、特許庁長官に、延長の必要性を主張して、特許権の存続期間の満了の6月以前に特許権の存続期間の延長の登録出願を行うことが必要です。

医薬品の開発には最低10年～15年必要とされています。

延長期間を入れても実際にその特許が利用できるのは10年程度、特許出願から10年先を見据えての開発という大きなリスクを伴う開発といえるでしょう。

